平成２２年（フ）第２８号
大分県杵築市大字杵築759番地13牧野アパート１Ａ－３号
債務者　入江　正道
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17740番地１山本住宅102号
債務者　星野　千草（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８４号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2531番地　町住犬熊第２団地43―４―29
債務者　宮口　健一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８５号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2531番地　町住犬熊第２団地43―４―29
債務者　宮口　久江（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２７号
宮崎県西都市大字下三財3336番地　押川ミヨ方、住民票上の住所宮崎市新別府町城元355番地
債務者　黒木　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２８号
宮崎市阿波岐原町前浜4276番地948
債務者　大野みき子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１１号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目40番４号　相良コーポ101号
債務者　谷﨑由美子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目24番18号　グリーンハイツ411号
債務者　宮田　頼子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
沖縄県中頭郡西原町字上原290番地の１　サン・コーポラス西原２―106
債務者　比嘉三知江
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９９号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目25番30―602号嘉数アパートＢ棟
債務者　砂邊　直也
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７７号
長野県上田市古里1733番地１　コーポ松ノ木Ｃ―101号
債務者　小林　美絵
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９３号
長野県上田市古里104番地　西の手マンションＡ―３号
債務者　山崎　義昭
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３０号
兵庫県揖保郡太子町東保409番地１
債務者　名村　政一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１３５号
広島県福山市加茂町字上加茂63番地114、旧住所広島県福山市千田町大字千田4036番地の４　レグラン多田203号室
債務者　渡辺　徳義
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５８号
広島県福山市日吉台２丁目14番11―301号、前住所広島県福山市曙町３丁目22番26号　あけぼのセントラルコーポＡ103
債務者　森　　健一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１０号
富山市婦中町速星1004番地３
債務者　髙井つばき
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
富山地方裁判所民事部